

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4501034号
(P4501034)

(45) 発行日 平成22年7月14日(2010.7.14)

(24) 登録日 平成22年4月30日(2010.4.30)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 33/00 (2006.01)

B 65 D 33/00

C

B65D 77/12 (2006.01)

B 65 D 77/12

B65D 30/28 (2006.01)

B 65 D 30/28

K

請求項の数 2 (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2006-318556 (P2006-318556)
 (22) 出願日 平成18年11月27日 (2006.11.27)
 (62) 分割の表示 特願2006-111112 (P2006-111112)
 の分割
 原出願日 平成18年4月13日 (2006.4.13)
 (65) 公開番号 特開2007-284143 (P2007-284143A)
 (43) 公開日 平成19年11月1日 (2007.11.1)
 審査請求日 平成21年4月13日 (2009.4.13)

(73) 特許権者 506099557
 有限会社水戸菜園
 茨城県水戸市河和田3丁目2352-8
 (72) 発明者 後藤 典夫
 茨城県水戸市河和田3丁目2352-8
 有限会社水戸菜園内
 審査官 田村 耕作

早期審査対象出願

前置審査

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

対向する一対の2辺と、他の対向する2辺のうち1辺とが第1～第3封止部により閉止され、残りの1辺が開口した袋体内に包装対象物を収納した状態で、前記第3封止部と略直交する第4封止部を設けることで前記開口を封止して形成される四面立体形状の包装体において、

対向する一対の2辺に設けられる前記第1および第2封止部は、熱シール線やミシン線等でなされる包装体の引き裂き用開封ガイドであり、かつ、前記袋体の両端縁に直線状に形成される開封容易なものであり、

前記包装体を前記第4封止部と交差する前記第1および第2封止部に沿って人為的に引き裂いて開封することを可能にしたものである包装体。

【請求項 2】

前記請求項1記載の包装体において、前記第4封止部の外側に幅広の帯を設け、第1および第2封止部に沿って人為的に引き裂いて開封したときに皿形の形状を保持するよう機能させたものである包装体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、包装体に関し、特に、簡単に開封することができる包装体に関するものである。

10

20

【背景技術】

【0002】

一般に、多くの商品は四角形状の袋に包装されており、袋の一辺を開封することに、その内容物を取り出すことができる。開封された袋は、依然として四角形状をしており、内容物が消尽されるまでは、包装材としての機能を果たしている。他方、一辺の方向がその対辺の方向と直交する四面体状の包装材は、いわゆるテトラ状包装材として（商品名：テトラパック）として知られている。

【0003】

包装材としては多くの特許出願がある。例えば、特許文献1には、開封用のミシン目に上方に突出する迂回部を設けて、開封後に迂回部を左右に開くことで、開口が容易にできる食品用包装袋が記載されている。また、特許文献2には、包装袋体の本体と蓋との間に粘着材を介在させて、開封を容易にする構造が記載されている。

10

【0004】

一方、開封を容易にするものとしては、例えば、特許文献3には、定幅裂取り性の背張り部を設けた管状包装材が記載され、特許文献4には、引き裂き性のフィルムを異なるフィルムで、挟んで積層した、引き裂き性に優れた包装材が記載されている。しかしながら、これらの包装材には、以下に説明する技術的な課題があった。

【0005】

【特許文献1】特開2005-138899号公報

20

【特許文献2】特開2000-264348号公報

【特許文献3】特開2000-153871号公報

【特許文献4】特開9-30559号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

すなわち、上述した従来知られている包装材は、開封を容易にするために、ミシン目に特別な形状を付加したり、包装袋体の本体と蓋との間に粘着材を介在させる、定幅裂取り性の背張り部を設ける、引き裂き性のフィルムを異なるフィルムで、挟んで積層する、といった特別の構成ないしは構造によりこれを確保していた。しかし、このような手段では、構成や構造が複雑になり、コストや手間がかかるという問題があった。

30

【0007】

本発明は前記課題に着目してなされたもので、第1の目的とするところは、包装対象物を収納する一端が開口した袋体を作製する際に必要となる封止部を引き裂き用の開封ガイドとして使用することにより、特別な手段を講じることなく開封を容易にし、開封したときにそのまま食器として使用できる包装体を提供することにある。

又、第2の目的とするところは、これに加えて幅広の帯を設け、包装体を開封したときに形成される皿形の形状を確実に保持せしめるようにすることである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

前記第1の目的は、対向する一対の2辺と、他の対向する2辺のうち1辺とが第1～第3封止部により閉止され、残りの1辺が開口した袋体内に包装対象物を収納した状態で、前記第3封止部と略直交する第4封止部を設けることで前記開口を封止して形成される四面立体形状の包装体において、対向する一対の2辺に設けられる前記第1および第2封止部は、熱シール線やミシン線等でなされる包装体の引き裂き用開封ガイドであり、かつ、前記袋体の両端縁に直線状に形成される開封容易なものであり、前記包装体を前記第4封止部と交差する前記第1および第2封止部に沿って人為的に引き裂いて開封することを可能にした構成とすることによって達成される。

40

又、第2の目的は、前記第4封止部に幅広の帯を設け、第1および第2封止部に沿って人為的に引き裂いて開封したときに、両端が内側に倒れ込むことを防止して、皿形の形状を確実に保持するように機能させるように構成することによって達成される。

50

【0009】

前記のように構成した本発明の構成によれば、包装対象物を収納する一端が開口した袋体を作製する際に必要となる封止部を、引き裂き用の開封ガイドとして使用することにより、特別な手段を講じることなく開封が容易となり、開封したときにそのまま食器として使用することができる包装体を提供することができる。

又、幅広の帯を第4封止部の外側に設けたので、第4封止部の中間点あるいは中間点付近から包装体を開封したときに、その両端が内側に倒れ込むのが防止され、皿形の形状を確実に保持することができる効果がある。

【0010】

前記第1および第2封止部は、熱シール線から構成することができる。

10

前記包装体は、前記第4封止部を共通底辺とする第一、第二三角形と、前記第3封止部を共通底辺とする第三、第四三角形とを有し、周方向に隣接する前記各三角形の斜辺同士が連結された四面立方体形状に形成され、前記第一、第二三角形の垂線上に前記第1、第2封止部を位置させることができる。

【発明の効果】

【0011】

本発明の包装体によれば、1辺が開口した袋体を形成する際に、対向する2辺に設けられた第1封止部及び第2封止部が、包装体の引き裂き用開封ガイドとなるので、特別な手段を講じることなく、包装体の開封を容易にする。

【発明を実施するための最良の形態】

20

【0012】

以下に本発明を実施形態に基づいて説明する。しかし、これらに限定されるものではない。図1は、四角形状の袋体1を示している。辺A-Bが開口し、他の辺は封止されている。通常は、A-Bの開口部から内容物を投入し、その後A-Bをシール封止して包装体とする。これに対して本発明は、A-Bをそのまま封止するのではなく、角AとBとを合わせて、辺A-Bの方向と辺C-Dの方向が略直交するように接合し、この状態で封止する。これはいわゆるテトラ状の包装材として広く知られており、商品名としてテトラパックなどがある。辺A-Cは第1封止部2であり、辺B-Dは第2封止部3であり、これらの封止部2,3は、折れ線、熱シール線、ミシン線などから形成されている。辺C-Dは第3封止部4であり、辺C-Dに略直交した角度で封止する部分が後述する第4封止部5になる。本発明を四角形状の包装袋を中心に説明するが、袋の形状は四角形に限ることはなく、台形でもよい。

30

【0013】

図1において、辺A-C、辺B-Dはそれぞれ、折れ線、熱シール線、ミシン線などからなる第1封止部、第2封止部2,3である。角A、Bが上辺の両端隅部となる。また、第1封止部2と第2封止部3のシール線は、後述するように開封ガイドになる。角A、Bを合わせて接合、封止した部分に切り欠き部、ミシン線、孔などの開口容易部を設け、更に、角C、D周辺に熱融着、補強材などによる補強部を設けてもよい。

【0014】

図2に示したように、辺A-Bの方向と辺C-Dの方向が略直交するように、角Aと角Bとを合わせて接合し開口部を封止する。この封止部は、第4封止部5となる。辺A-Bの方向と辺C-Dの方向が略直交するように、角AとBとを合わせて封止した状態では、辺A-Bの中心点であるH、H'（対面側）が角となり、元の角Aと元の角B（対面側）とが辺H-H'の中心点となる。この辺H-H'から下方の角Dに向かって帯13を設け、帯13の下部である辺G-G'をシール封止することもできる。

40

【0015】

図2において、Jは帯13の下部の中間点であり、J'は対面側の帯13の下部の中間点である。その結果、辺A-Bは辺C-Dに対して略直交する状態になり、四面体状の包装体となる。即ち、第4封止部5である辺G-G'を共通底辺とする一対の第一の三角形（GG'C）及び第二の三角形（GG'D）を形成するとともに、第3封止部4である辺

50

C - D を共通底辺とする一対の第三の三角形 (C D G) 及び第四の三角形 (C D G ') を形成するとともに、周方向に隣接する各三角形斜辺同士が連結された四面体状の包装体となる。四面体状の包装体 6 の斜視図を図 3 に示した。

【 0 0 1 6 】

図 2 (a) は、もとの A B D C の面側から見た図であり、図 2 (b) は、もとの A B C D の面から 90 度回転したところから見た図である。包装体 6 は四面体構造をなしているので、外圧に対して抵抗力があり、袋体 1 を形成する材料として透明なものを使用すれば、内容物をよく見ることができる。袋体 1 の材料としては、樹脂フィルムや樹脂シートを使用することができる。樹脂としては、ポリエチレン、ポリプロピレンなどのポリオレフィン類、ポリエステル、ポリアミド、ポリカーボネート、ポリスチレン、ポリ塩化ビニール、ポリ塩化ビニリデン、エチレンとビニールアルコールの共重合体（商品名エバール他）等を使用することができる。また、必要に応じて 2 重、3 重のラミネートとすることもできる。更に、紫外線の透過率を小さくするため、紫外線吸収剤を添加した樹脂を使用することができる。

【 0 0 1 7 】

図 3 に示した四面体形状の包装体 6 では、袋体 1 を形成するために施した第 1 および第 2 封止部 2 , 3 は、第 4 封止部 5 を共通底辺 G G ' とする一対の第一の三角形 (G G ' C) 及び第二の三角形 (G G ' D) の概略垂線上に位置することになる。この第 1 および第 2 封止部 2 , 3 は、包装体 6 の開封ガイドとなる。この開封ガイドに沿って開封し（引き裂い）てゆくと、図 4 に示したような舟形形状のものになる。舟形形状に展延されたものは、底の長さが 2 h で、高さ（深さ）が舟首、舟尾では t となり、舟形の中央では舟形の広がりの程度により深さは t よりも小さい舟形形状（皿形状）のものとなる。尚、h は図 1 に示したように包装袋の長さから帯 1 3 の巾 d を引いたもの、d は帯 1 3 の巾、t は包装袋 A B D C の巾の二分の一の大きさである。帯 1 3 の部分は、舟形の耳部となり舟形の形状保持に寄与するとともに、容器を把持するのに便利なものとなっている。ここに生じた舟形形状は、内容物をそのまま舟形の中に保持し、一種の容器としての機能を有している。この舟形は一種の食器、例えば、皿としての機能を有する。

【 0 0 1 8 】

舟形において、もとの袋 A B D C D の角 C 、 D は舟形の上部中央に位置するようになる。この部分は、そのままだと舟形の形状が不安定になる要因になるので、C 、 D 周辺の部分には予め補強をしておくのが好ましい。即ち、図 2 (a) に符号 1 1 、 1 2 で示した補強部を設ける。本実施例の場合には、角 C 、 D 周辺に三角形状の補強部 1 1 , 1 2 を設けている。この補強部 1 1 , 1 3 は、ほぼ三角形の全面を融着してもよいし、図示したように、三角形の斜辺部 1 6 、 1 7 のみを融着してもよい。また、補強部 1 1 、 1 2 に、シートやフィルムの補強材を貼付することもできる。本実施例の場合、包装対象物は、特に限定されない。

また、図 1 において、包装袋の中心線 K - G 又は K - H 及び K - G ' 又は K - H ' に折れ線、シール線、ミシン線などを形成し、これを開封ガイドとすることもできる。包装袋の中心線 K - G 及び K - G ' を開封ガイドとする場合は、第三封止部 4 である辺 C - D を共通底辺とする一対の第三の三角形 C G D 及び第四の三角形 C G D において、第三の三角形 C G D 上に垂線 K G を設け、同時に第四の三角形 C G ' D 上に垂線 K G ' を設け、これら垂線上にリードラインを設ける。これらリードライン K G 及び K G ' は、開封ガイドとなる。開封ガイドは、折れ線、シール線、ミシン線などからなる。K が開封口となり、K から開封ガイドに沿って包装体を開封していくと、同様に舟形形状に展延することもできる。

【 0 0 1 9 】

さて、以上のように構成した包装体 6 では、1 辺が開口した袋体 1 を形成する際に、4 辺の対向する 2 辺に第 1 封止部及び第 2 封止部 2 , 3 を形成するが、この封止部 2 , 3 は、第 4 封止部 5 を形成して四面体状に形成すると、二つの第一、第二三角形 (G G ' C) , (G G ' D) の垂線上に位置することになり、その結果、これらの第 1 封止部及び第 2 封

10

20

30

40

50

止部 2, 3 を引き裂き用の開封ガイドとすることができる。つまり、本実施例の場合には、袋体 1 を形成する際に必要となる第 1 および第 2 封止部 2, 3 を利用することにより、特別な手段を講じることなく、包装体 6 の開封が容易に行えることになる。なお、図 5 は、本発明の実施形態を示す説明図であり、同図に示した実施形態では、開封ガイドとなる第 1 および第 2 封止部 2, 3 の延長線上に V 字形の切り込み 14 を設けている。この切り込み 14 は、第 4 封止部 4 の外側に設けられた帯 13 に配置されている。

【産業上の利用可能性】

【0020】

本発明の包装体は、袋体を形成する際に必要となる封止部を利用することにより、特別な手段を講じることなく、包装体の開封が容易に行えることになり、手間やコストの低減化が図れ、包装体としての価値を一段と高め、産業界で広く使用されるものである。 10

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図 1】本発明の包装体に用いる袋体の一例を示す図である。

【図 2】本発明の包装体の異なる 2 方向の側面図である。

【図 3】本発明の包装体の斜視図である。

【図 4】本発明の包装体を開封した状態の説明図である。

【図 5】本発明の実施形態を示す説明図である。

【符号の説明】

【0022】

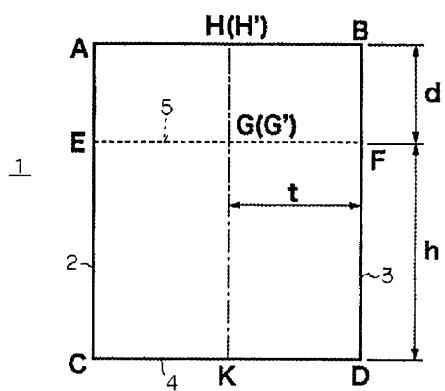
1	袋体
2	第 1 封止部
3	第 2 封止部
4	第 3 封止部
5	第 4 封止部
6	包装体
11、12	補強部
13	帯
14	切り込み
16、17	斜面

10

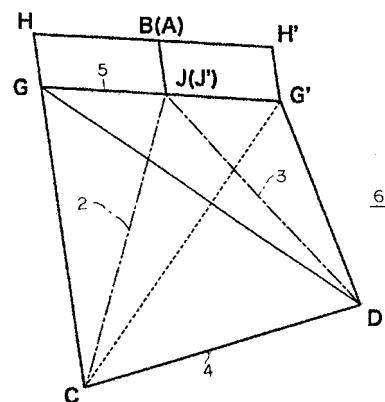
20

30

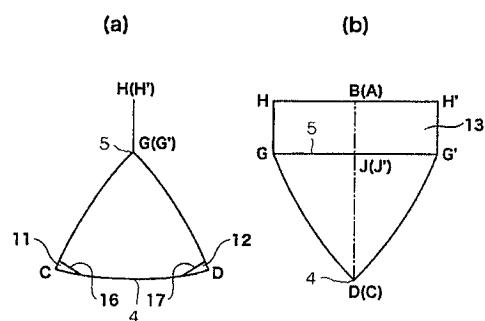
【図1】



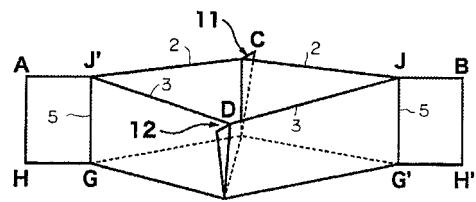
【図3】



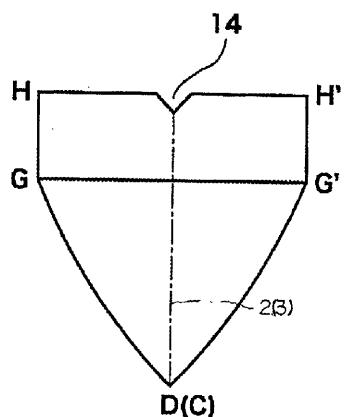
【図2】



【図4】



【図5】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開昭57-096970(JP,A)
特開2002-274546(JP,A)
実開平01-078570(JP,U)
実開平03-090874(JP,U)
米国特許第02341056(US,A)
特開2002-080048(JP,A)
特開2004-182984(JP,A)
実開昭63-013891(JP,U)
特開平08-187054(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 75/62
B65D 30/28
B65D 85/50
B65D 33/00
B65D 77/12